○内閣府令・農林水産省令第一号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）及び関係法律の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令等の一部を改正する命令

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第一条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第四十八条**　法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会　次に掲げる事項 ［イ～ニ　略］ ホ　組合又は連合会の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 (1)　［略］ (2)　組合又は連合会の有する債権（規則第百二十一条第一号に定める別紙様式第一号(一)又は同条第三号に定める別紙様式第三号（一）中の貸借対照表の有価証券中の社債（連合会にあっては、貸借対照表の社債）（当該社債を有する組合又は連合会がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。第三項第一号ハ(2)において同じ。）、貸出金、外国為替、その他の資産（連合会にあっては、その他資産）中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。第三項第一号ハ(2)において同じ。）をいう。(3)において同じ。）のうち次に掲げるものの額及び(i)から(iv)までに掲げるものの合計額 (i)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(i)において同じ。） (ii)　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(i)に掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(ii)において同じ。）	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第四十八条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (i)　破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。(ii)において「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(i)において同じ。）に該当する貸出金 (ii)　延滞債権（未収利息不計上貸出金であって、(i)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(ii)において同じ。）に該当する貸出金